

棚田におけるオーナー制度導入による国土・景観保全機能の維持

長野県更埴市姨捨地区を事例として

誌名	農村研究
ISSN	03888533
著者名	寺内,光宏
発行元	東京農業大学農業経済学会
巻/号	88号
巻号補足	
掲載ページ	p. 65-80
発行年月	1999年3月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



棚田におけるオーナー制度導入による国土・ 景観保全機能の維持

——長野県更埴市姨捨地区を事例として——

寺 内 光 宏*

1. はじめに

棚田が有する環境保全等の公益的機能の維持に向け、それを保全する動きが活発化している。棚田は、山間部の谷間等の急峻な地形に形成されたテラス状の水田である。しかしながら、傾斜地の角度、面積等に関しての棚田の明確な定義付けは存在しない。全国棚田（千枚田）連絡協議会によれば、仮に、傾斜度 20 分の 1 以上ある水田を棚田とみなした場合、傾斜度 6 分の 1 の傾斜が急で未整理の 10 a 以上の小区分の棚田から、傾斜度 20 分の 1 で傾斜が緩やかで整理された 10 a～20 a の比較的大きな区画を持つものまで含めると、この種の水田は、わが国全体で 25 万 ha ほど存在するといわれている。

これまで、棚田は、その生産性の低さの対応策として、「まちなおし」整備等の棚田再開発や他の農作物との複合化が促進されてきた¹⁾。しかしながら、棚田の基盤整備事業は、比較的投資効率の高い傾斜の緩やかな棚田より順次整備が行われ、投資効率が低い急傾斜地域の棚田基盤整備は遅々として促進されず、整備率が低いまま残されるに至った。こうした、未整備急傾斜地域の棚田は、労働生産性、土地生産性も当然ながら低水準であり、このような生産条件の下で、米の生産調整や農業従事者の高齢化が要因となり、現在、耕作放棄等が顕著になってきている。

棚田は、農業生産機能に限定して、生産性・収益性等を評価するならば著しく低いものである

が、山間部の急傾斜地形に展開しているという観点から「洪水防止機能」「水資源涵養機能」「土壌浸食・土砂崩壊防止機能」「農村景観・保健休養機能」等の公益的機能は極めて高い²⁾。このような国土保全・環境保全の観点から棚田の利活用・保全に対する取組が全国的に展開され始めている。平成 8 年度『農業白書』においても、棚田の国土・景観保全機能の維持・保全に対する取組において、県・国等から拠出金で基金を造成し、その運用益を棚田耕作者へ助成する石川県輪島市：棚田（景観）の事例や、特定農地貸付等を活用しオーナー制度を実施している高知県檜原町：棚田（景観）や三重県紀和町：棚田（景観）、また、新潟県安塚町：棚田（景観）、岡山県下 7 地区：棚田（景観）、和歌山県清水町：棚田（景観）、大分県湯布院町：棚田（稲藁）等において景観保全団体に対し耕起、田植、稲刈り等の作業経費相当分を自治体が助成する事例等があげられている³⁾。

棚田保全に関して農水省は、棚田が果たす環境保全等の公益的機能の対価を集落に支払う事業を平成 10 年度より導入・実施している。この事業は、『棚田地域等緊急保全対策事業』『棚田地域水と土保全基金事業』であり、ウルグアイ・ラウンド対策見直しで平成 10 年度から平成 12 年度までの 3 年間、事業費 540 億円で実施される（但し、農業農村整備事業は平成 14 年度まで実施）。この事業がある意味で画期的であるのは、財源を国と都道府県が設ける「棚田」基金と民間からの寄付金で賄うところにある。こうした取組は、条件不利地域への日本型所得補償を検討する上で実験事業とな

* 東京農業大学国際食料情報学部

るものとしても注目されている。棚田の保全基金は、平成10年度に創設し、各県において現在基金造成のための検討や事務手続きの準備が行われている。基本的な事業の枠組みとしては、現在各県において既に実施されている『水と土保全基金』の運営を拡充するものとなり、組織及び運営も『水と土保全基金』が利用される。

また、こうした行政の対応が活発化した背景には、全国的に地方自治体を中心となった、全国棚田（千枚田）サミットの開催がある。この全国棚田（千枚田）サミットは、平成7年度に発足した全国棚田（千枚田）連絡協議会の主催による市町村長及び個人の集いである。第1回（平成7年）が高知県梶原町で開催されて以降、第2回（平成8年）佐賀県西有田町、第3回（平成9年）長野県更埴市、第4回（平成10年）新潟県安塚町と毎年開催され、「日本のピラミッド」「農民労働の記念碑」とも称される棚田の歴史的・文化的な役割の認識が深められている⁴⁾。

本研究においては、このように棚田保全に関する機運が高まるなかで、既に棚田保全を推進し、顕著な成果を上げている長野県更埴市における事例を取り上げ、棚田保全の意義と課題を明らかにするのが主たる目的である。まず、続く第2節において分析対象地域である更埴市嬭捨地区における棚田の概要について、第3節において更埴市における農水省補助事業『ふるさと・水と土保全事業』の実施について、第4節において「更埴市『棚田貸します制度』」の発足及び運営と地元棚田支援組織について、第5節において嬭捨地区棚田の景観保全機能と地域活性化について、第6節において更埴市嬭捨地区棚田の利活用・保全活動とオーナー制度の今後の課題について、そして第7節において今後の棚田の利活用・保全に対する意義を述べて結論とする。

2. 更埴市嬭捨地区における棚田の概要

(1) 嬭捨地区棚田形成と歴史性及び文化性

本研究において棚田におけるオーナー制度による国土・景観保全機能の維持に対する取組として

の分析対象棚田は、更埴市嬭捨地区にある25ha、約2,000枚の棚田である。

長野県更埴市は、地理的にみれば本州のほぼ中央部、長野県の東北部に位置している。更埴市は、近年、高速交通網整備により、首都圏、中京圏及び関西圏との交流が容易になりつつあり、自動車を利用した場合、東京から約3時間、名古屋から約3時間、大阪から約5時間、北陸から約2時間30分の位置にある。地勢的には、東西に緑豊かな山林が広がり、平坦部である市中央を千曲川が流下し、肥沃な耕地を形成している。1995年で市域面積は78.99km²、その内可住地面積は32.41km²であり、残りの約60%46.58km²は山林によって占められている。なお、農水省農業地域類型によれば更埴市は、「中間農業地域」に区分されている。

嬭捨地区棚田は、江戸時代中期より「田毎の月」と称され、俳聖松尾芭蕉による『更級紀行』により俳諧及び観月の名所として一躍有名となった。また、東畑精一博士が、「日本のピラミッド」として具体的にイメージしたもの、この嬭捨地区棚田群である。その美的景観がいかに優れているかということは、善光寺平を一望できるJR中央西線（篠ノ井線）嬭捨駅「嬭捨」からのこの景観が、JR根室本線新得駅付近「狩勝峠」、JR肥薩線矢岳駅・真幸駅間「矢岳高原」と並び「三大車窓」の一つとして人々の賞賛を得ていることに端的に示されている。このように嬭捨地区棚田群は、これまで歴史的及び文化的に貴重な地域資源と位置づけられて今日に至っている。

嬭捨地区は、一帯が地滑り地帯であるものの粘土質土壌で土手が構築しやすいことから、石積みではなく、土盛りによる土坡の法面を持つ棚田が歴史的に形成された。新田開発は、延享3年（1746年）頃に松代藩によって開始され、明治13年（1880年）頃まで続けられていた。特に、千曲高原「大池」（「上池」「中池」「下池」の総称）用水の完成により棚田は、急速に増大したと推定される。嬭捨地区棚田群は、明治10年（1877年）の最盛期には、85.34haまで拡大した。このように、明治初期に

において、当時と比較し規模的には戦後縮小したものの、形状的には現況に近い棚田群が形成されていた。

(2) 姨捨地区棚田の現状

更埴市における水稲作は、現在、耕作面積が630 haであり、減反面積は261 haと全体面積の41.4%に及んでいる。更埴市の水田基盤整備は、未整備である25 haの棚田を除き、全て完了している。この未整備地域が姨捨地区棚田であり、近年その荒廃化が憂慮されてきていた。

姨捨地区棚田は、標高520 m、平均傾斜度30度～40度の地勢で、面積は25 ha、1枚当たり平均面積120～130 m²で、約2,000枚の棚田が展開している。これらの地形的条件の過酷なことが、これまで基盤整備を遅らせてきた。この姨捨地区棚田が位置する更埴市西部地区においては、昭和56年から平成7年まで、県営圃場整備事業「西部沖地区」が、総事業費2,780,000,000円、対象面積120 haで実施された。この整備事業には、姨捨地区棚田25 ha棚田を含む長尾根地区が当初計画に計上されており、平成4年度から整備されることが計画されていた。しかしながら、当初の計画から実施までの16年間におよぶ過程で、米の生産調整、農業就業者の高齢化、さらに後継者不足等により、同地区の基盤整備への同意率は著しく低下した。これにより事業実施は、当初予定の約3分の1に当たる8.9 haに縮小された。具体的な整備方法の合意形成から事業着工は、さらに遅れ、平成5年度からの着工となり、事業が完了したのは平成8年であった。この時、姨捨地区棚田25 haは、中途除外となり未整備のまま残されることとなった⁵⁾。

この姨捨地区棚田25 haの地権者は、平成7年で戸倉町からの入作を含め130戸、この内更埴市のみ地権者は、農家数110戸、農家人口260人である。また、農業就業者の年齢層は、55～70歳と著しく高齢化している。姨捨地区棚田25 haの土地利用は、水稲作が73%、畑作・果樹作が10%、荒廃地が10%となっている。地形的な制約から、使用できる農機具も、2条植え田植機、歩行

型トラクター程度に限定されるため、平地に比較して農作業は3倍から4倍の労働力を必要とする。また、山間地域のため水源は、千曲高原「大池」をはじめとする「八幡林池」「栃窪池」等の3つのため池に依存しており、これらため池の基幹水路からの分流給水が行われている。

このような労働条件のもとで、近年の農業従事者の高齢化に伴う労働力不足から、一部荒廃化が顕在化してきたことから、このような荒廃化を防止し、棚田を保全するのを目的に県職員、新聞記者等の37名からなる有志の集いである「田毎の月保存同好会」が結成された。同好会は、県職員のボランティア等を中心に構成され、姨捨地区棚田において6,000 m²、実際の耕作地面積は5,000 m²の棚田を借り受け、現在まで保存活動を行っている。

3. 更埴市における農水省補助事業『ふるさと・水と土保全モデル事業』の実施

(1) 『モデル事業』導入の契機と対象区域の設定

歴史的及び文化的にも貴重な地域資源である姨捨棚田であるが、これまでに述べてきたように、近年に至り農業従事者の高齢化等により、一部耕作放棄による荒廃地が顕在化してきていた。姨捨地区は、急傾斜に棚田が発達していることから、作業道路となる地区内の農道も狭いうえに降雨等により路面の荒廃が著しい。また、用水路整備に関しては、水路が洗掘されやすいことから、年2回ほど集落毎及び水系（堰）毎に補修を行ってきていた。加えて地区の水源である、千曲高原「大池」の清掃・点検、ゴミ拾い、水源涵養林の植樹も行っていた。これまでの地区内棚田における補修・管理に際しては、多大な労働力が必要とされてきていた。農業労働力の高齢化及び後継者不足は、このような整備・補修を行うことを困難にし、棚田を荒廃化させることとなっている。

棚田の荒廃地拡大は、姨捨地区棚田群の美的景観を損なうだけでなく、国土保全の視点からも問題を引き起こすこととなる。千曲高原に存在する

「大池」から取水する水田は、姨捨地区棚田のみだけでなく、棚田群よりも標高的に低い地域にも展開している。そのため、標高の高い地域に存在する棚田の荒廃は、標高の低い平地に存在する水田の稲作にとって用水等で大きな影響を及ぼすこととなる。さらに、国土保全の観点から看過することができないことは、姨捨地区棚田地区が、「地滑り防止法」による防止・監視区域に指定されていることである。荒廃地の拡大は、土石流発生の引き金ともなる。同地区の地権者は、棚田群下方に居住する者が多いことから、土石流の発生は、これら地域に甚大な人的・物的被害をもたらすこととなる⁶⁾。

更埴市においては、平成6年から具体的にいかにして姨捨地区棚田の棚田基盤整備事業を推進し、保存するかという方途が模索されていた。ここで採用された施策がオーナー制度を中核とする棚田の利活用・保全活動である。棚田オーナー制度は、本論文の分析対象である更埴市の事例でもみられる棚田の利活用及び保全活動として現在最も活発的に展開されている活動である。また、棚田オーナー制度は、中山間地の活性化問題に取り組む地方自治体において、農村アメニティの維持・保全策として広く導入される政策の一つでもある⁷⁾。

具体的には、更埴市姨捨地区は、平成7年度から農林水産省の補助事業を導入し『ふるさと・水と土保全モデル事業』を実施し、事業総額50,000,000円で約3ha、230枚の棚田復旧工事を実施した。モデル事業実施に際しての地区選定は、姨捨地区棚田25haの全域の地権者に対して平成7年5月にアンケート調査が長野県により実施された。そのアンケート結果を示したものが第1表である。このアンケート調査結果から、どのようにして『棚田貸します制度』を核とした棚田保全に対する地権者の合意形成が図られたのかを読みとることができる。まず、問1「耕作をしていますか」という質問に関しては、「耕作している」が30人37.0%に対して、「一部耕作している」「していない」の合計は51人63.0%となってい

る。次に問2「耕作をしていない理由は」としては、「道路がなく不便」が19人31.5%、「労働力がない」が17人31.5%と労働条件の劣悪性と労働力確保の困難なことが読み取れる。次に問3「耕作をする人に貸しますか」としては、「貸したい」が22人33.3%に対して「貸したくない」が38人57.6%となっている。その理由として問4「貸したくない理由は」は「返してくれるかが心配」が18人46.2%となっている。また、問5「買い手がいれば売りますか」という問に対しては、「売る」が15人22.1%に対して、「売らない」が50人73.5%となっている。問6「農業を継続するのに今後何が必要だと考えますか」という問に対しては「道水路の整備」が49人59.8%、「後継者」が24人29.3%となっている。また、オーナー制度の導入による棚田の維持・利活用をたずねた問7「市では棚田の一部を整備して「棚田貸します制度」として利用できないかと考えていますが、その場合協力していただけますか」という問に対しては、「市に貸してもよい」が25人36.2%に対して「協力するのみ」は28人40.6%となっている。また、問8「棚田保全についてどう考えますか」という質問に対しては、「歴史的文化的遺産だと考える」が34人54.8%であったのに対して「大きな区画に基盤整備すべきだ」とする意見も24人38.7%におよんでいる。

このアンケート結果によれば、姨捨地区棚田において、圃場条件の劣悪性及び労働力不足から地権者自らが耕作することは困難であるものの、第3者に積極的に貸借する意向は持っていないことが読み取れる。また、更埴市が企画・運営するオーナー制度の導入に関しては、協力は惜しまないものの自らの所有地を提供するには抵抗を感じることも読み取れよう。また、棚田保全に関しては、一方で歴史的・文化的遺産であるという認識を持っているものを、他方において、長年の熱望であった基盤整備を行い大区画での水田耕作の可能性も捨てきれないという、棚田の保全・利活用に関する複雑な心境が推察できる。このような地権者の意向を受けて、モデル事業実施地区は、ア

第1表 長野県が行った姨捨地区棚田所有者に対するアンケート結果—平成7年5月実施—

No.	質問項目	回答項目	人数(人)	構成比(%)
1.	耕作をしていますか	① 耕作している	30	37.0
		② 一部耕作している	32	39.5
		③ していない	19	23.5
		④ その他	0	0.0
		合計	81	100.0
2.	耕作をしていない理由は	① 労働力がない	17	31.5
		② 道路がなく不便	19	35.2
		③ 水の掛かり悪い	11	20.4
		④ 経費多く採算取れぬ	6	11.1
		⑤ その他	1	1.0
		合計	54	100.0
3.	耕作をする人に貸しますか	① 貸したい	22	33.3
		② 貸したくない	38	57.5
		③ その他	6	9.1
		合計	66	100.0
4.	貸したくない理由は	① 返してくれるか心配	18	42.6
		② 賃借手続き面倒	8	20.5
		③ その他	13	33.3
		合計	39	100.0
5.	買い手がいれば売りますか	① 売る	15	22.1
		② 売らない	50	73.5
		③ その他	3	4.4
		合計	68	100.0
6.	農業を継続するには今後何が必要だと考えますか	① 道水路の整備	49	59.8
		② 農機具	5	6.1
		③ 後継者	24	29.3
		④ その他	4	4.9
		合計	82	100.0
7.	市では棚田の一部を整備して「棚田貸します制度」として利用できないかと考えていますが、その場合協力していただけですか	① 市に貸してもよい	25	36.2
		② 市に売ってもよい	11	15.9
		③ 協力するのみ	28	40.6
		④ その他	5	7.2
		合計	69	100.0
8.	棚田保全についてどう考えますか	① 歴史的文化遺産だと考える	34	54.8
		② 大きな区画に基盤整備すべき	24	38.7
		③ その他	4	6.5
		合計	62	100.0

資料：長野県農政部『信州おぼすて一姨捨—』（平成7年度長野県ふるさと農村活性化基金）より。

注：1) アンケートは、長野県農政部が実施したものである。

2) 質問5、7、8の「その他」の具体的回答は、次のとおりである。

① 質問5の「その他」

1. 一部売る、2. 個人には売らないが、市当局には売る

② 質問7の「その他」

1. 具体的な計画を示して頂けなければ協力できない、2. 自分で耕作したい、3. 貸さない、4. 市に売っても良いが、但し、価格によりけり、5. 計画を聞かないと答えられない

③ 質問8の「その他」

1. 基盤整備で水田になるか否かが心配、2. 文化遺産として、保存することは反対でないが、維持管理は大変だと考える、3. あまり大きくすると水廻りが大変、4. 桜の木でも植えるのが良い

ンケート調査により得られた諸般の事情から復旧後も耕作できないと回答した地権者のなかで、①更埴市に棚田を貸してもよい、②棚田を歴史的な遺産であるとする、の2点の回答が多数を占める地権者が集中していて、同時に、姨捨地区棚田内での荒廃地としては面積的に最大規模であっ

た、更埴市大字八幡区域に設定された⁸⁾。

(2) 『モデル事業』の実施概要

このように地区設定された後、一部工事を平成8年度へ繰り越し、棚田復旧後のオーナー制度実施を核とする、本格的な棚田保全活動が、平成9年度から開始された。

このモデル事業は具体的に、総事業費 50,000,000 円で、「棚田保全事業」「農道舗装 (C₀)」「棚田管理道路等」「用水路 (官渠)」「排水路 (土水路)」「休憩所」「特認事業」の 7 事業が実施された。その事業の概要及び概算等を示すと以下のようになる。

「棚田保全事業」は、面積 3 ha を対象に事業費 11,000,000 円で、従来の地形を残しながらの畦畔の強化、均平整地、畦抜き等を実施した。

「農道舗装 (C₀)」は、延長 158 m を対象に事業費 8,000,000 円で、急傾斜の縦断方向の基幹農道をコンクリート舗装で実施した。

「棚田管理道路等」は、延長：1,120 m を対象に事業費 11,000,000 円で、小型農作業機械が圃場に入るのが可能なように、等高線沿いに砂利舗装で実施した。

「用水路 (官渠)」は、延長：1,230 m を対象に事業費 12,000,000 円で、水管理を容易にするため、水位調整器付きのパイプラインで各棚田を接続した。水管理作業は、除草作業と並んで平地水田に比較して 3～4 倍の労働力が投下される棚田での農作業の中で、最も労働負担の高い作業にあげられる。水面一定方式による水管理は、用水管理と降雨時における排水管理の一元化を可能とし、省力化が実現した。

「排水路 (土水路)」は、延長：570 m を対象に事業費 1,000,000 円で、蛸や沢蟹の生息場所に配慮して土水路 (転石) で実施した。

「休憩所」設置は、1 棟 (30 m²) の施設を事業費 4,000,000 円で、休憩施設と農機具置場を兼ね江戸後期の農家住宅を模した建物を設置した。棚田での農作業中の休息は、自然に対する理解を深め景観を鑑賞する観点から、基本的に屋外で行うものとし、棚田 3 枚ほどを野外休憩場として充当した。また休憩所としては、降雨時や夏の暑い時期の日影、落雷時の避難場所の提供を主目的とし、景観を損なわない最小限度のものとして、30 m² のものを設置した。また、工事に際しては、従前の畦畔を極力傷つけないよう配慮がなされた。

最後に、「特認事業」としては、事業費 3,000,000

円で、ビデオやパンフレットを作成し棚田保全の PR を 1 式行った。

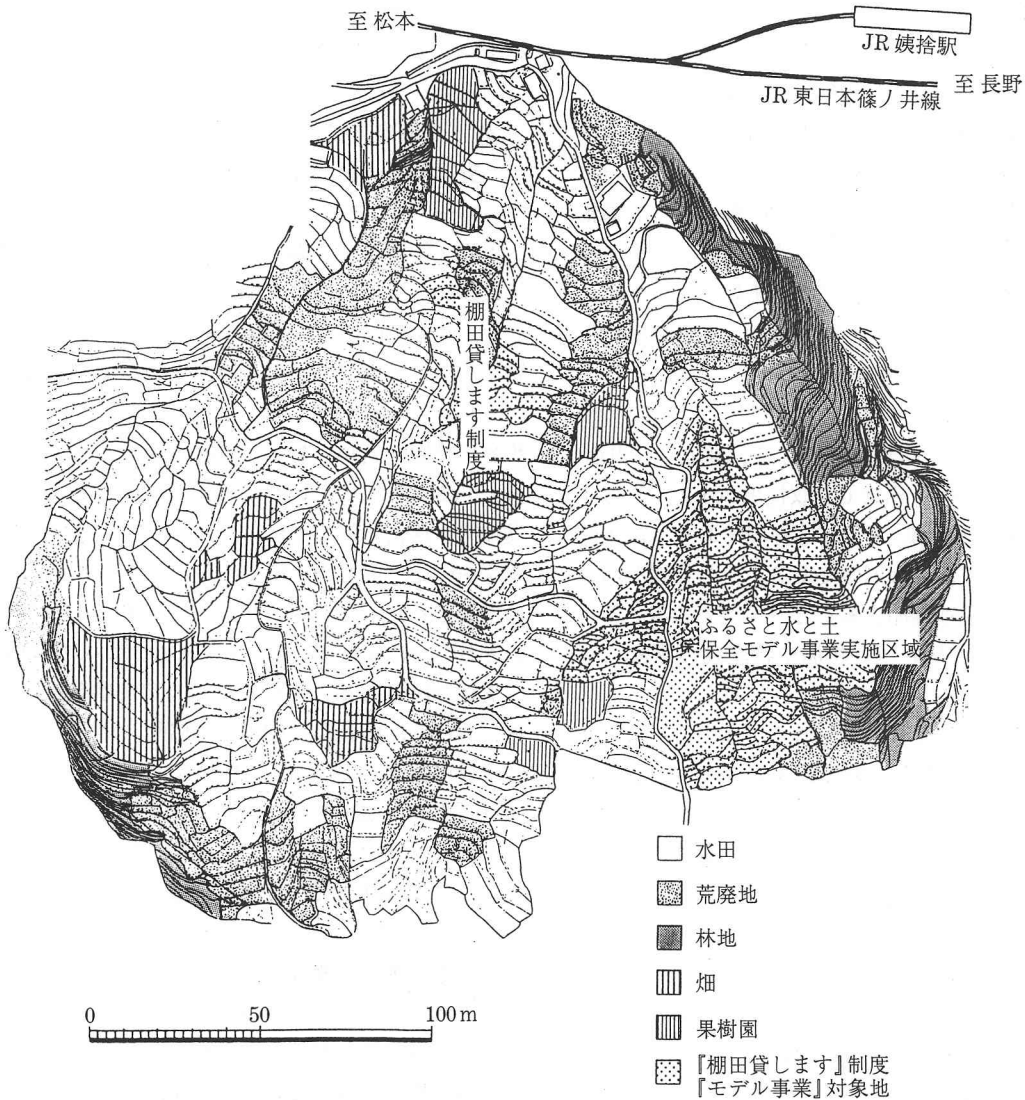
4. 「更埴市『棚田貸します制度』の発足及び運営と地元棚田支援組織

(1) 「更埴市『棚田貸します制度』の発足及び運営

更埴市姨捨地区においては、『ふるさと・水と土保全モデル事業』の実施により、棚田オーナー制度として「更埴市『棚田貸します制度』」が平成 8 年度に発足した。『モデル事業』の一部工事が平成 8 年度まで繰り越した関係から、平成 8 年度は、『モデル事業』対象地域外で「更埴市『棚田貸します制度』」を 17 区画、総面積 2,800 m²、内耕作面積 1,485 m² で試験的に実施した⁹⁾。また、『モデル事業』対象地 3 ha におけるオーナー制度実施を核とする本格的な棚田保全事業は、平成 9 年度より開始した。平成 8 年 3 月現在における姨捨地区 25 ha 棚田の土地利用の現況を図示したものが第 1 図である。

このオーナー制度は、『モデル事業』対象地 3 ha 内の農家から更埴市が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」による「特定農地貸付」とし、その後、更埴市とオーナーが貸借関係を結ぶこととなっている。また、更埴市とオーナーの貸借期間は、1 年間となっているが、『モデル事業』対象地 3 ha 内の農家と更埴市の貸借期間は、3 年間となっている。

「更埴市『棚田貸します制度』」は、「田植え」「草刈り」「稲刈り・はざかけ」「脱穀」等の 4 大作業を行うことがオーナーの必須条件となっている。また、平成 10 年度から、それまでの「体験コース」に加えて、その管理を全面的に地元棚田支援組織に任せる「保全コース」も設置されている¹⁰⁾。ここで、これまでの実施実績をみてみれば、平成 8 年度が 17 区画 17 組に対して申込数 30 組で申込倍率 1.76 倍、平成 9 年度は 50 区画 50 組に対して申込数 70 組で申込倍率 1.40 倍、平成 10 年度が 50 区画 44 組に対して申込数 70 組で申込倍率 1.59 倍と年々申込倍率が向上している状況にあ



第1図 更埴市姨捨地区25ha棚田の土地利用状況—平成8年度—

資料：長野県農政部『信州おぼすて—姨捨—』（平成7年度長野県ふるさと農村活性化基金）

る。

次に、平成10年度の実施要領を具体的にみておく。「更埴市『棚田貸します制度』」は、実際の農業体験を通じて広く、一般市民の農業に対する理解を深めてもらい、同時に棚田保全への協力を要請することが趣旨となっている。この趣旨の下に、前述の「体験コース」「保全コース」の2つのコースが用意されている。制度の中心を成す前者の「体験コース」は、「田植え」「草刈り」「稲刈

り・はざかけ」「脱穀」の4大作業への参加が義務付けされており、その他の作業についても可能な限り多くの農作業ができる人を中心に募集がなされている。後者の「保全コース」は、趣旨に賛同するものの実際の農作業に参加できない人に設けられたものであり、その管理は地元棚田支援組織に全面的に委託されている。

貸し付けに係わる条件等は、コース別には次のようになされている。まず、「体験コース」は、①

棚田の形状毎に1区画とし、100 m² 当たり年額30,000 円とする。収穫米は全量オーナーの所有となる¹¹⁾。②貸し付けは、1区画100 m² を単位とし、5人以内もしくは、1家族とする。この時、グループ、保育園及び学校等は、アンケート提出後協議を行い可否を決定する。③オーナーの募集は、アンケートにより本人の意志を確認のうえ申し込みを受ける。④委託管理費を差し引きオーナー料金に余裕が生じた場合は、地域の特産物の宅配やイベント等を行う。その他、会費によるイベントの実施や有料による宅配を行う。次に、「保全コース」は、①貸し付けは、1区画とし100 m² 当たり年額30,000 円とし、収穫米20 kgを送付する。②申し込みは、1人でも可能であり、基本的に農作業への参加は不要である。但し希望があれば指定日に限り参加することも可能である。③有料によるイベントへの参加や特産物の宅配も行う。

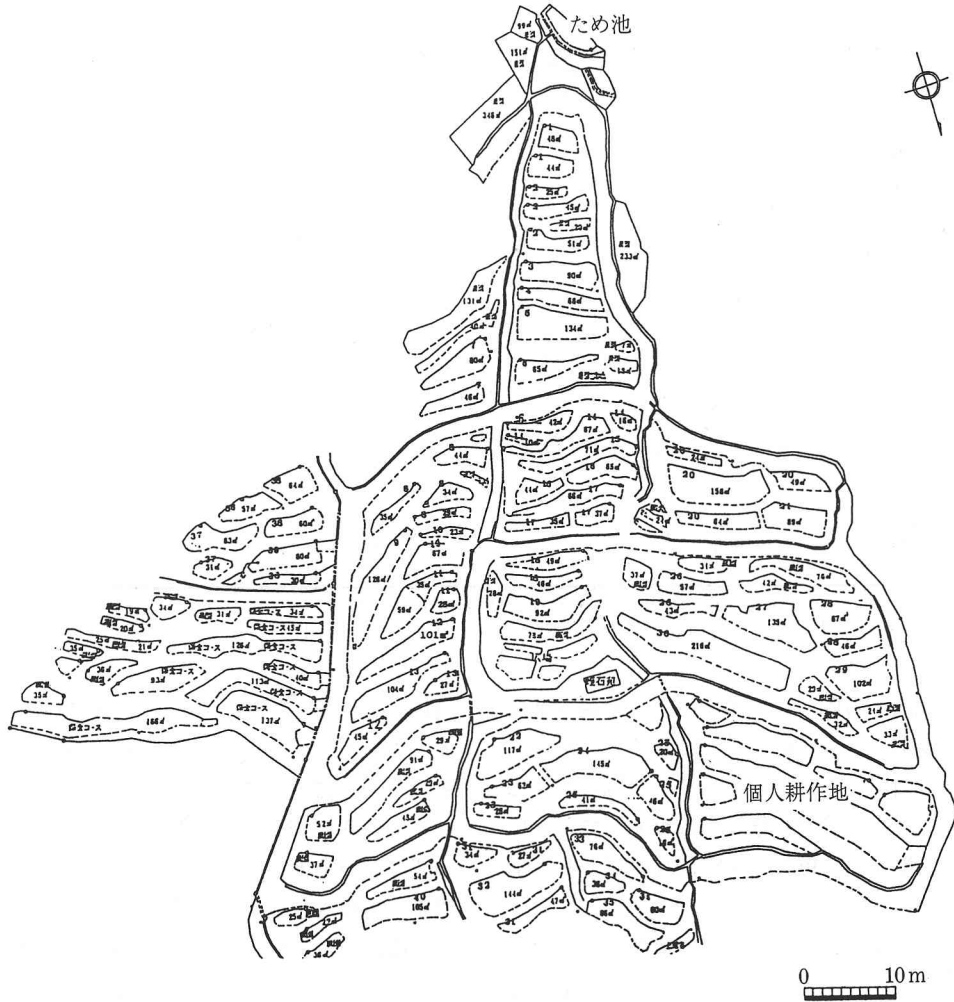
これらの条件の下で行われる『棚田貸します制度』の平成10年度区画設定を示したものが第2図である。姨捨地区棚田は、全体面積25 ha、2,000枚、内減反面積は全体面積の33%を占める8.25 haである。『棚田貸します制度』実施面積は、全体面積が16,011 m²であり、その内訳は、土堤・道・水路が7,727 m²、耕作面積が8,284 m²、そして転作作物であるそばを栽培している農園面積を含む休耕面積が全体面積の34%に相当する2,814 m²となっている¹²⁾。

平成10年度の各コースの設定面積は、「体験コース」がオーナー40組43区画で4,660 m²、「保全コース」が4組7区画で810 m²となっている。また、同年度の「体験コース」「保全コース」合計44組のオーナー構成は、24組が京都府、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県等の県外者であり、残り20組が長野県及び更埴市に居住している。棚田オーナーは、農業・農村体験を目的とする家族連れがその大半を占めるが、小学校、大学等の公的教育機関での利用や企業や商工会がイベント開催に利用する等、オーナーの棚田利用目的は様々である¹³⁾。また、「田植え」「草刈り」「稲刈り・は

ざかけ」「脱穀」等の参加が義務付けられている作業は、大凡該当する時期の土曜日あるいは日曜日に開催され、同時に各種イベントも開催される。

(2)「更埴市『棚田貸します制度』と地元棚田支援組織―棚田貸します制度支援組織について―

平成8年度の「更埴市『棚田貸します制度』」発足に伴い、この制度の支援組織として、更埴市、ちくま農業協同組合、八幡南沖土地改良組合及び農業改良普及センターの4機関を中心に、会長1名、副会長1名、顧問2名、委員11名、監事2名及び事務局6名からなる「更埴市棚田保全推進会議」が設置された。また、『棚田貸します制度』の具体的な運営に際しては、会長の下に地元集落の農家を中心とした実践班である「名月会」がさらに設置された。この「名月会」は、平成8年に形成された平均年齢67歳、14人の会員からなる棚田支援組織である。更埴市は、『モデル事業』対象地における地権者から棚田を貸借し、オーナー制度会員に棚田を提供する。同時に、その棚田の管理を「更埴市棚田推進会議」に委託する。具体的な棚田の管理は「名月会」に委ねられ、その費用はオーナー制度会費によって賄われることとなる。この「名月会」のメンバーが、指導員となり、市役所職員等から構成されるボランティアグループのメンバーと共に『棚田貸します制度』会員に対して、栽培等の棚田での農作業に対する具体的な支援・指導を行っている。「名月会」は、平成8年に発足したが、この実践班の母体は、前述の「田毎の月保存同好会」である。「名月会」会員は、「体験コース」のオーナーに対して「田植え」「草刈り」「稲刈り・はざかけ」「脱穀」といった主な農作業の技術的な指導を行うと共に、日頃は、『棚田貸します制度』区画を朝方及び夕方に2名の会員が巡回し水管理等の棚田管理を行っている。また、「保全コース」オーナーの棚田は、全面的に管理委託されている。また、「田植え」「草刈り」「稲刈り・はざかけ」「脱穀」等の4大作業実施時に併せて開催されるイベントに際しては、中心的な役割を果たし都市と農村の交流深めている¹⁴⁾。



第2図 「更埴市『棚田貸します制度』」区画図—平成10年度—

資料：長野県更埴市資料より。

第2表は、現時点で代表的とみなされる棚田の維持・保全に対する取組事例を示したものである。この表によれば、棚田オーナー制度に対して技術指導等を行う支援組織は、多くの場合に地元農家の協力で成立していることを示しており、地元の合意形成が必要不可欠であることが読み取れる。

5. 姨捨地区棚田の景観保全機能維持と地域活性化

(1) 姨捨地区棚田の景観保全機能の評価

平成10年4月21日文化財保護審議会は、文部

大臣に対して史跡等指定の答申を行った。この答申の中で更埴市「姨捨(田毎の月)」が「名勝」として指定された。今回「名勝」に指定された対象地区は、「長楽寺」「四十八枚田地区」「姪石地区」の3地区であり、長楽寺境内の水田及び周辺水路等の約3haである。この内、「長楽寺」は仏閣であり、「四十八枚田地区」は本来「田毎の月」と称される長楽寺所有の10aの棚田であり、さらに、「姪石地区」は、他ならぬ「更埴市『棚田貸します制度』」実施地区であり名称は、同地区の小字名に由来している。なお、「四十八枚田地区」棚田は、その由緒から平成56年より実施された県営圃場

第2表 棚田オーナー制度導入

No. 1	所在地市町村	地元棚田保全管理支援組織 (地元棚田保存会)	設立年次	会員構成	オーナー制度 の有無	オーナー数
1	千葉県鴨川市	大山千枚田保存会	1997	会員 102 名		
2	新潟県安塚村	自然王国はその村	1990	地元農家 29 戸	○ (1997 年)	14 組
3	石川県輪島市	千枚田景勝保存会	1970	地元農家 9 人		
4	長野県更埴市	名月会	1996	会員 12 名	○ (1996 年)	50 組
5	長野県中条村	中条村田んぼの会	1996	地元農家 7 人		
6	愛知県鳳来町	鞍掛山麓千枚田保存会	1997	地区集落 18 戸		
7	三重県紀和町	紀和町丸山千枚田保存会	1993	地区 33 戸 60 人	○ (1996 年)	
8	京都府大江町	棚田農業体験ツアー実行委員会	1997	地元農家 4 人	○ (1998 年)	
9	大阪府能勢町	長谷集落棚田管理組合	1998	地元農家 60 戸	○ (1998 年)	
10	兵庫県加美町	岩座神棚田保存会	1996	地元集落 21 戸	○ (1997 年)	20 組
11	奈良県明日香村	棚田ルネッサンス実行委員会「インストラクター会」	1996	地元農家 32 人	○ (1996 年)	54 組
12	島根県柿木村	助はんど	1998	会員 20 名		
13	岡山県佐伯町	奥塩田棚田保存会	1993			
14	岡山県加茂川町	千守地区宮農集団組合	1996	組合員 15 戸 45 人		
15	徳島県上勝町	上勝の棚田を考える会	1996	会員 50 名		
16	愛媛県内子町	石畳を思う会	1997	地元農家 12 人		
17	高知県幡原町	千枚田ふるさと会	1992		○ (1992 年)	31 組
18	福岡県浮羽町	うきは夢酔塾				
19	佐賀県西有田町	岳信太郎棚田会	1996	会員 12 名	○	
20	熊本県矢部町	菅地区振興会	1996	地区 90 戸	○ (1996 年)	18 組

資料：全国棚田（千枚田）連絡協議会『棚田ラিসテラス』第 10 号（1998 年 5 月）に基づき作成。

注：「オーナー制度の有無」欄の○後方（ ）内は開始年次を示し、オーナー数は 1998 年実績を示している。

事業実施地域から除外され棚田として存続させていたものである。「名勝」指定は、言うまでもなく景観保全を目的としたものであり、今回の指定は棚田そのものが「名勝」指定されたものではないが、棚田景観が文化財として公的に評価された証明である。

特に、「文化財保護法」による「名勝」指定の対象は、原則的に「自然物」に限定されているのに対して、今回、指定対象となった「姪石地区」棚田は、「復旧」棚田という「人工物」であることから、法制自体の改正をも必要としている。これ程までに棚田が評価された理由としては、これまでの更埴市における棚田オーナー制度を核とした棚田の利活用・保全の取組を通じて姪捨地区棚田群が、歴史的・文化的な地域資源としてその維持・保全について国民的レベルでの理解を深めるモデル地域としてみなされたことを示している。

(2) 姪捨地区棚田の景観保全機能と地域活性化

文化庁による「名勝」指定は、「文化財保護法」の改正の必要から、平成 11 年度 4 月に予定されている。予定通り指定がなされた場合は、「四十八枚田地区」棚田においては田植えに際して「手植え」が必要となるなど厳しい規制がなされる。「姪

石地区」においては、『棚田貸します制度』によるオーナー制度が行われているが、「名勝」指定後も、その管理・維持は、オーナー制度が基本となっている。オーナー制度の下では、「手植え」等の農作業の実施は事実上不可能であることから、規制は緩和されることとなっている。現在、更埴市は協議委員会を設置し、その具体的な維持・管理のための検討を始めている¹⁵⁾。

姪捨地区棚田は、「俳諧の地」「観月の地」として著名であり、これまでに更埴市において貴重な観光資源と位置づけられていた。また、観光資源の利用の一環としては、毎年、中秋の名月に「姪捨観光センター」にて「信州姪捨観月祭全国俳句大会」が開催されている。今後、更埴市では、「姪捨（田毎の月）」の名称を最大限に活用し、地域活性化のシンボルとなるよう、その対応を模索している。

こうした観光資源としての棚田の利活用を図っている代表的な事例としては、石川県輪島市白米地区の「千枚田」がある。石川県輪島市の観光資源としての「千枚田」利用は、「観光資源保護対策事業」を導入実施し、(財)「千枚田景勝保存基金」を設立して、「輪島市文化財保護委員会」による活

運営内容（イベント開催等）	連 絡 先	全国棚田（千枚田）サミット開催
「リフレッシュビレッジ推進協議会」（母体）、棚田復元 棚田米による笹団子販売、旅館「六夜山荘」経営 観光資源保護対策事業（「千枚田耕作補助金」） 交流会 かかし作り指導	鴨川市役所農林水産課 個人 輪島市役所商工観光課 更埴市役農林課 中条村役場ふるさと活性係 鳳来町役場	第 4 回（1998 年） 第 3 回（1997 年）
「かかしコンテスト」開催、棚田による「赤米」栽培 農業体験ツアー開催、棚田米による「地酒」醸造 棚田管理委託	紀和町役場産業建設課 大江町役場 能勢町役場 加美町役場産業課 明日香村役場 柿木村役場産業課 佐伯町役場産業進興課 加茂川町役場	
地元活性化	個人 内子町役場 樺原町産業振興課商工観光係 浮有羽町役場	第 1 回（1995 年）
棚田有機無農薬米販売 農業体験 水車作成、「棚田米」販売 棚田復元、水車作成と「水車祭り」開催 「千枚田カントリーハウス」「ふるさと宅配」運営 「棚田 in うきは彼岸花めぐり」開催 農作業体験と産直 農村体験	個人 矢部町役場経済課	第 2 回（1996 年）

ここでは、更埴市姨捨地区棚田の利活用・保全活動とオーナー制度における地方自治体と地元棚

田保全支援組織の役割についてみて共に今後の課題を明らかにしてみる。

第1に棚田オーナー制度と地方自治体の役割についてである。棚田オーナー制度は、その企画・運営に際して地方自治体がリーダーシップをとって行うケースが一般的であり、その運営に際しては、地元支援組織の協力が必要不可欠となる。合田は、このオーナー制度をスタートするに際して地方自治体が取り組むべき仕事として次の4項目を指摘している¹⁶⁾。第1は、維持・保全すべき棚田についてその棚田を所有する農家のある集落が維持・保全に積極的になるよう合意形成を図ることである。第2は、維持・保全しようとする棚田がアメニティーを十分発揮できるよう復田することである。第3は、維持・保全に必要な労働力の確保及び具体的な運営方法を決定することである。第4は、オーナー制度が円滑に運営されるように地方自治体内に支援組織を構成することである。このように、棚田オーナー制度の企画・運営に際しては、地権者、住民そして地元支援組織の合意形成をいかに構築するかということが、必要不可欠な要因となっている。これら4項目は、「更埴市『棚田貸します制度』」の企画・運営に際して、いずれも該当する項目である。

ここでさらに加えて課題となるのは、整備事業規模と地方自治体＝更埴市の関わり の程度である。平成10年度、現在、3年目を迎えた「更埴市『棚田貸します制度』」実施に際して、更埴市は、「特定農用地貸付法」による「特定農用地貸付」として、10a当たり30,000円で地権者から借り受けており、オーナー制度実施面積30,000m²の内で、実際の耕作面積である約15,000m²について合計約450,000円の財政的な支援を行っている。この借地料水準は、更埴市農業委員会による小作料の標準額でみれば、「二毛作が可能な圃場整備地域」の標準小作料が10a当たり28,000円であり、姨捨地区棚田のような「傾斜地および準高冷地域」のそれが10a当たり10,000円であることからみて、いかに高い水準であるかが推察される。なお、オーナー料金は、「名月会」の管理委託料に充当さ

れている。

現状においては、更埴市は今後の棚田整備事業の推進に際して、更埴市主導によるオーナー制度実施に対しては、現状維持とし、規模拡大は考えていない。これは、先に示した財政支援が増額されるのと同時に、後述する管理を委託している「名月会」＝支援組織の規模から考えても、現状のままでのオーナー制度の規模拡大は困難とみなされるからである。したがって、今後は、現状とは異なる棚田の利活用・保全の推進が模索されている。例をあげるならば、①地権者を中心とした営農集団、②複数の地権者が主体となるオーナー制度、③ボランティアによる組織的な営農集団等の支援体制が模索されている。具体的には、更埴市主導ではなく「名月会」的な指導営農集団を、5集団から6集団設置することを構想している。しかし、こうした対処策に対しても地方自治体が介入する事業範囲は広範囲に及び、今後とも地方自治体の取り組み姿勢の在り方が重要となる。

前掲の第2表に示した、推進事業への連絡先の項目に着目しても、連絡先として地方自治体をあげている事例が20事例中17事例とその大部分を占めており、地方自治体が事業の窓口となっている。各整備事業の推進過程においては、一般的に事業予算の関係から農林課等が窓口となるが、整備事業終了後は、観光資源の利活用の意味合いから商工観光課等に窓口が移管されるのが一般的であり、いずれにしても地方自治体が窓口となることに変わりはない。

第2は、棚田オーナー制度と地元棚田保全支援組織の役割についてである。先に述べてきたように、「更埴市『棚田貸します制度』」の運営に際して、オーナーの棚田を市より管理運営されている実行組織が「名月会」である。「名月会」は、前述のように平均年齢67歳の14人から構成される組織である。「名月会」構成員自身も姨捨棚田25ha内に自作地を有し耕作しており、自分の水田の管理と同時に「オーナー制度」棚田を管理している状態にある。管理委託料は、更埴市から支払われているもののボランティアの要素の極めて強い組

織であることは言うまでもない。4大作業時に併せて開催される各種イベントも、「名月会」が主催しており、今後とも、こうした地元棚田支援組織の協力なくしては、制度の存続自体も望めず、その果たす役割は大きい。前掲の第2表でも明らかに、更埴市におけるオーナー制度の運営規模は、ケース数的にも50組と多く、オーナー数から推察してもこれ以上の事業規模の拡大は、現組織では困難であるといなせる¹⁷⁾。

7. 結 論

最後に今後の棚田の利活用・保全に対する意義を述べて結論とする。

農水省は、文化庁と連携し、棚田を文化的遺産として保全・活用するための具体的な方策を検討する委員会を設置した。この委員会は、平成10年度より4年間で調査及び検討を加え、棚田の文化的価値を評価する指針を作成し、保全の方向性を提示することを目的としている。また、わが国においては、21世紀の農政の指針となる新農業基本法を検討してきた「食料・農業・農村基本問題調査会」(新農基法調査会)は、平成10年9月17日に「国民のための農政」への転換を進言する答申をまとめた。この答申は、次世紀の世界的な食料の逼迫を懸念し、①国内生産を基本とする食料安全保障の確立、②農業・農村が持つ多面的機能の維持、の2つの柱を強調している。特に②農業・農村が持つ多面的機能の維持の内容に関しては、中山間地等の条件不利地域における農業生産活動に対して国土・環境保全機能を十分認識し、そこにおける地域固有の農村景観や、歴史と伝統に根差した地域文化の継承を謳っており、農業・農村が有する多面的機能を適切に維持・発揮することをもとめている。

こうした中で棚田は、長い歴史の過程で形成されて維持され続けてきた歴史的・地域資源である。また、棚田を維持していく過程において農作業・農村に関する民俗文化が形成・伝承されてきた経緯をみれば、貴重な文化的・地域資源ともみなされる。さらに、中山間地域における地域活性化に果

たす役割をみるならば、棚田の利活用・保全の取組は、当該地域の居住者自らにより地域の魅力の再認識や活性化のシンボルとしての役割を果たす活動と位置づけられる。また同時に、棚田の保全活動は、都市住民と農村の交流を通じて、都市住民の農村への理解を深める効果的な手段とも位置づけられる。

また、答申においては、農業・農村の多面的機能の維持において、中山間地域への直接所得補償制度の導入が求められている。この点に関して、平成10年度から導入・実施されている『棚田地域等緊急保全対策事業』『棚田地域水と土保全基金事業』は、条件不利地域への日本型所得補償を検討する上で実験事業として注目されている。この意味から棚田の利活用・保全への取組は、農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮という政策目標の実現可能性の試金石となると結論付けられる。

〔付 記〕

本研究をまとめるに際して、更埴市経済部農林課小林修二氏、同西澤亮介氏、更埴市教育委員会事務局下崎雅信氏の方々に、懇切丁寧で貴重な説明を頂戴することができました。記して感謝を申し上げます。また、当然のことながら、本研究における事実認識等の誤り、問題の未整理等は、全て筆者の責任であります。

注

- 1) 農業土木学会は、昭和38年以降推進された圃場整備事業における急傾斜地水田の圃場整備事業を総括する意味も込めて『農業土木学会誌』第54巻第3号(1986年)にて「棚田を見直す」という特集を行っている。この特集の中で棚田再開発及び棚田での営農方法に言及したものとして前者は佐藤・長堀・亀山・寺見・早田を後者は尾崎・田中・山根・菊川・斉江を参照されたい。佐藤晃一・長堀金造・亀山信夫・寺見忠則・早田義則「棚田の類型区分とまちなおし整備」『農業土木学会誌』第54巻第3号(1986年)、223～231頁。尾崎 繁・田中正邦・山根俊弘・菊川誠士・斉江俊彦「棚田の営農展開」『農業土木学会誌』第54巻第3号(1986年)、205～210

頁。

- 2) 農水省による水田の多面的・公益的機能の評価についてみておく。代替法を適用した1995年試算結果に基づきその公益的機能の便益をみてみれば、①洪水防止機能：19,527億円、②水資源涵養機能：7,938億円、③土壌浸食・土砂崩壊防止機能：472億円、④土壌浄化機能：45億円、⑤農村景観・保健休養機能：17,116億円、⑥大気浄化機能：1,717億円、全機能便益の合計は、46,275億円/年であった。また、畑に関しては、①洪水防止機能：3,881億円、②水資源涵養機能：236億円、③土壌浸食・土砂崩壊防止機能：55億円、④土壌浄化機能：37億円、⑤農村景観・保健休養機能：14,581億円、⑥大気浄化機能：1,465億円、全機能便益の合計は20,255億円/年であった。仮に、①～④までの機能を国土保全機能とみなせば、水田においては、27,442億円、同じく、畑においては、4,209億円となる。この国土保全機能と先に示した⑤農村景観・保健休養機能と比較するならば、水田においては、国土保全機能が農村景観・保健休養機能を大きく上回るのに対して、畑においては、農村景観・保健休養機能が国土保全機能を大きく上回るという対照的な試算結果となっており、水田、畑のそれぞれの持つ公益的機能の特徴が示されている。この結果は、水田率が全国率で約55%を占めるわが国は、農業資源の公益的機能として国土保全機能に対する理解が高いのに比較し、農村景観・保健休養機能に対する理解が必ずしも高いとは言えないという認識に結びつく。この点は、畑作中心のヨーロッパにおける農業資源の公益的評価における農村景観・保健休養機能に対する高い理解とは著しい相違をなす。なお、代替法を適用した農水省による水田の多面的・公益的機能の評価については、次の文献を参照されたい。農林水産省『農業白書』（平成8年度）（農林統計協会、1987年）、95頁。
- 3) これらの事例に関しては、次の文献を参照されたい。農林水産省『農業白書』（平成8年度）（農林統計協会、1987年）、94頁。また、これらの棚田の維持・保全に対する取組の内、合田は三重県紀和町の事例を、中島は石川県輪島市白米、同じく三重県紀和町丸山の事例を詳細に述べている。合田素行「棚田による農村アメニティ」『農総研季報』第37号（1998年3月）、43～59頁。中島峰広「棚田の保全」『地学雑誌』第105巻第5号（1996年）、547～568頁。
- 4) 急傾斜地水田における家族労作的農業経営の結果生み出された棚田を象徴的に呼称した例としては、東畑による「日本のピラミッド」、古島による「農民労働の記念碑」が代表的である。東畑精一「日本のピラミッド」『米』（中央公論社、1940年）、133～150頁。古島敏雄「小農村落の成立と海岸平野の開発」『土地に刻まれた歴史』（岩波書店、1967年）、119～222頁。
- 5) 長尾根地区は、総面積33ha、標高550m～480m、平均斜度7分の1の傾斜地に3,000枚の棚田が展開していた。地区内の農道も狭く、荒廃が顕在化しており、転作としては、りんごを植える等の方途しかなかった。この県営圃場整備事業の経緯等の詳細は、木村を参照されたい。また、この県営圃場事業の実施に際しては、荒廃化の防止を目的に事業が計画され、整備方法として具体的に使いやすい区画で安全な農作業が可能な棚田の整備を目的とした「等高線区画」工法と呼ばれる整備方法が採用された。この工法の下で、①区画の幅は一定にする、②急角度の曲折部は作らず一定の範囲の角度とする等を基本に各種の計画が立てられ土工量や安全性等の比較検討が行われて事業が実施された。なお、その詳細は、千野・木村・内川及び有田・木村を参照されたい。木村美江「北進エリア・更埴市一棚田保全の先進地・姨捨」『ふるさときゃらばん編』『信州の棚田ものがたり』（ふるさとネットワーク、1997年）、23～26頁。千野・木村・内川「山間急傾斜地水田における圃場整備計画の基本的考え方と計画事例」『信州大学農学部紀要』第30巻第2号（1993年）、125～169頁。有田博之・木村和弘著「区画整理の計画作成支援技術」『持続的農業のための水田区画整理』（農林統計協会、1997年）、172～214頁。
- 6) 棚田における耕作放棄地の増大は、荒地地拡大を意味し、それによる土質変化は、土石流を発生させ、標高の低い下方地域に甚大な被害を与える。棚田の荒廃と土石流発生状況に関しては、新潟県安塚町の事例が、第4回棚田（千枚田）サミット開催の際に現地報告されている。
- 7) 棚田の維持・保全の政策を採用する地域の合意形成が比較的獲得しやすい理由として合田は、棚田のアメニティの特質として、①美的景観、②文化的・歴史的価値、③教育的価値、④郷土愛の象徴の役目の4点を指摘している。合田（注3）。
- 8) 更埴市大字八幡区域は、集落としては、「上」「姨捨」「長尾根」の3集落が該当する。また、『モデル事業』対象地に決定された3haは、本文にもあるようにこの時全て荒地地であった。

- 9) 『モデル事業』対象地3haでは、整備が間に合わず平成8年度は、「田毎の月保存同好会」が借り受けていた6,000m²の内で、17区画、総面積2,800m²、内耕作面積1,485m²を提供してもらい、平成8年度『棚田貸します制度』は実施された。なお、この対象地域は、現在も「田毎の月保存同好会」によって保存活動が継続されている。
- 10) 一般的に他の市町村で棚田オーナー制度と呼ばれる事業の形式は、更埴市における「保全コース」的な運営が主体である。「体験コース」のように主たる作業をオーナーに義務付ける制度は、「更埴市『棚田貸します制度』」の最大の特徴といっても過言でない。この「保全コース」の設置は、更埴市、中条村、生坂村、北御牧村及び三水村の5地方自治体により構成されている「信州みのりの共和国」設立に際して増設された。
- 11) 年度別の100m²当たりオーナー料金は次のとおりである。平成8年度：100m²当たり20,000円、平成9年度：100m²当たり30,000円、平成10年度：100m²当たり30,000円
- 12) 『モデル事業』対象地においても30%の減反実施が原則とされている。この休耕地の設定に際しては、事業実施後の経過から水持ち（保水）条件が安定的でない田を休耕用に割り当てている。しかし、こうした条件は、工事終了後2～3年で安定するため休耕地設定区域は恒常的なものではない。また、『モデル事業』実施前は、この対象地の地権者は、この3haを減反割当地域としていた。
- 13) 棚田において収穫される米は、自家飯米やイベント用に振り分けられる。棚田の利用目的の相違から作付品種も棚田毎に異なる。作付品種は、自家飯米用の「コシヒカリ」が中心であり、イベント用に水稲もちである「もちひかり」も一部作付けされている。10a当たり収量は、「コシヒカリ」で400kg～450kgである。また、参考までに平成9年産米水稻の10a当たり収量の長野県平均は610kgであり、更埴市は546kgである。
- 14) 平成10年度においては、「名月会」主催で、「草刈り」時には大焼肉大会が、「稲刈り・はざかけ」時には餅つき大会が「農業農村整備地域イベント」として開催され、それぞれ、首都圏より体験ツアーとして、ボランティアを含めた350名程度が参加し、交流を深めた。
- 15) 「名勝」指定によれば、当初「姪石地区」の棚田群においても、「四十八枚田地区」と同様に「手植え」等の厳しい規制が設定されていた。しかしながら、オーナー制度の下では、こうした農作業を行うことは、事実上不可能なため、実行可能な規制に緩和されたという経緯を有している。現在、更埴市では、「名勝」指定後の棚田の維持・管理のため早稲田大学教育学部中島峰広教授を座長とした検討委員会を設けて具体的な維持・管理方法を模索している。
- 16) 合田は、このオーナー制度を企画・運営する際に地方自治体が取り組むべき仕事を明らかにしている他に、地方自治体の役割の多様なことに言及しており、地方自治体の機能の再評価の必要性を指摘している。合田（注3）。
- 17) オーナー制度と地元棚田保全支援組織の役割については、高知県檜原町、奈良県明日香村、三重県紀和町、兵庫県加美町、大阪府能勢町、福岡県浮羽町、佐賀県西有田村等で実績が積まれている。特に、紀和町、能勢町、浮羽町等のオーナー制度は50組を超えている。今後、これら事例と娘捨地区のオーナー制度を比較・検討し評価することが、必要不可欠な課題である。

（受付 平成10年11月10日）
（受理 平成10年12月21日）

**The Study of the Encouragement for the Environmental Preservation Functions of Paddy Field Farming in Rice Terraces by Introduced of the Ownership System :
A Case Study of Obasute Area, Kosyoku City, Nagano Prefecture**

Mitsuhiro TERAUCHI (Tokyo University of Agriculture)

Rice terraces are defined as paddy fields that developed on the slopes of hilly and mountainous areas. In rice terraces, the function of agriculture production that estimated the labor and land productivity is very low, but the function of environmental preservation is very high. However, shortage of labor and successors among rice farmers are causing an increase in abandoned cultivated rice terrace land. In recent years, function of environmental preservation is decreasing for that reason.

This study is aimed to encourage the function of environmental preservation of paddy field farming in rice terraces by introduced of the ownership system. Ownership system is an effective project to encourage the function of environmental preservation of rice terraces. This is a case study of Obasute Area, Kosyoku City, Nagano Prefecture. The rice terraces in Obasute area, Kosyoku city are very famous as well-known "tagoto-no-tuki" which means moon in every rice field. They have been developed in mountainous areas at a height of 370 to 550 meters near Mt. Obasute. The landscape of rice terraces in Obaste area is excellent.